# 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)にかかる 税額控除特例措置の適用期間の延長について

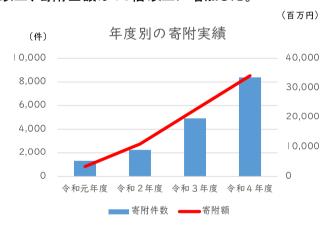
【担当省庁】内閣府

### 市町村における取組

#### (現状・課題)

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)では、地方創生の更なる充実・強化に向けて、令和2年度より税額控除の割合を引き上げ、税の軽減効果を最大約9割に引き上げられた。

これにより、見直し前(令和元年度)と比較して、令和4年度は全国的に寄附件数が6倍以上、寄附金額は10倍以上に増加した。



奈良県においては、県と県内市町村により「奈良県企業版ふるさと納税連絡協議会」を設立。地方自治体の推進施策と企業の潜在的なニーズのマッチング、人材交流を通じた関係人口の創出・拡大などを目指して、企業からの寄附を獲得するための様々な取組を県と市町村が協働して実施し、企業版ふるさと納税の制度活用を推進している。

また、各市町村も、首長自らがトップセールスを行ったり、企業にふるさと納税 をお願いするパンフレットを送付する等、それぞれ寄附の獲得に積極的に取り 組んでいる。 その結果、企業と市町村のスムーズなマッチングが可能となり、企業からの寄附が増加している。

#### 【参考 香芝市・三宅町の企業版ふるさと納税寄附実績】

	香芝市		三宅町	
R2年度		寄附実績なし		寄附実績なし
R3年度	3件	1,850,000円		寄附実績なし
R4年度	4件	1,514,545円	1件	1,000,000円
R5年度	2件	1,100,000円	4件	2,700,000円

しかしながら、税額控除特例措置の適用期限が令和6年度までの5年間に限られており、適用期間が終了すると寄附による企業側のメリットが少なくなることにより、寄附額が減少することが懸念される。

## 国にお願いすること

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を活用し、自治体の地方創生の取り 組みを今後も引き続き応援していただけるよう、税額控除特例措置を令和6年 度までに限らず、令和7年度以降も延長していただきたい。